

入札金額に係る工事費等内訳書の取扱いについて

三朝町発注の建設工事等に係る入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いは、次のとおりとし、平成 26 年 7 月 16 日以降に入札公告及び指名通知等を行うものを対象として適用する。

- 1 未提出又は未提出と同等と認められる場合又は記載すべき事項が欠けている場合は、その者がした入札を原則として無効とする。

＜未提出又は未提出と同等と認められる場合の例＞

- ① 内訳書に押印（押印はあらかじめ使用印鑑として本町に届け出た印鑑）のない場合。
- ② 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合。
- ③ 内訳書と関係のない書類が提出された場合。
- ④ 他の工事等の内訳書が提出された場合。
- ⑤ 内訳書として提出された書類が白紙である場合。
- ⑥ 内訳書が特定できない場合。

＜記載すべき事項が欠けている場合の例＞

- ① 総額の記載のみで内訳の記載の全部又は一部がない場合。
- ② 工事等名、履行場所、業者名又は代表者名が未記入の場合。

- 2 記載すべき事項に誤りがある場合は、その者がした入札を原則として無効とする。

＜記載すべき事項に誤りがある場合の例＞

- ① 工事等名、履行場所、業者名又は代表者名に誤りがある場合。
- ② 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合。
- ③ 内訳書の計算が間違っている場合。

- 3 内訳書の確認時において、提出された内訳書の内容に疑義がある場合は、入札参加者に説明を求め、根拠がある説明が得られない場合は、入札を取りやめる場合がある。

＜疑義がある場合の例＞

- ① 他の業者の内訳書が添付されている場合。
- ② 他の入札者が作成した内訳書の全部または一部を明らかに使用していると認められる場合。
- ③ その他談合等が推測される記載等がある場合。